

## 岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例の概要

### 第 1 改正の趣旨

子育て支援を行う部門の再編を行い、教育委員会が担ってきた子育て支援に関する業務を市長部局に移管し、母子保健との統合を行うことにより子育て支援施策の充実・強化を図るとともに、子育てに関する相談体制の一元化により市民の利便性の向上を図る。

### 第 2 改正の内容

- (1) 子育て支援、子どもの医療費助成等の子育て支援部門を健康福祉部に集約する。

＜健康福祉部の分掌事務として追加するもの＞

- ・ 子育て支援に関する事項
- ・ 医療助成に関する事項

- (2) 岩見沢市子ども・子育て会議条例のうち庶務に関する規定の整備を行う。

### 第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

## 岩見沢市条例第 3 号

岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

岩見沢市事務分掌条例（昭和 45 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条健康福祉部の項に次の 2 号を加える。

- (5) 子育て支援に関する事項
- (6) 医療助成に関する事項

第 3 条市民環境部の項第 4 号中「、医療助成」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（岩見沢市子ども・子育て会議条例の一部改正）

- 2 岩見沢市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「岩見沢市教育委員会事務局」を「健康福祉部」に改める。